

制度概要

諫早市新型コロナウイルス感染症対策緊急資金保証(略称:諫早コロナ)		
目 的	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業者の円滑な資金調達を支援し、経営の安定に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	以下の(1)及び(2)のいずれも満たす中小企業者 (1)諫早市内に住所を有し、3ヵ月以上継続して市内で事業を営んでいる中小企業者であって、市税等を完納している者。 (2)中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号(セーフティネット保証4号又は5号)の規定に基づく市長の認定を受けた者。	
対 象 資 金	事業資金(運転資金)	
保証条件	貸付限度額	2,000万円以内
	保証期間	10年以内(うち据置 2年以内)
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の保証人は不要
	貸付利率	年1.30% (注)当初3年間は諫早市からの全額利子補給の対象
保証料率	基準料率	①セーフティネット保証4号の場合 年0.80% ②セーフティネット保証5号の場合 年0.75% (注)諫早市が当初保証料について全額直接補助を行う。
	適用料率	適用料率は、基準料率に中小企業者の定性要因を加味した料率とする。 (注)物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。
責 任 共 有	セーフティネット保証4号を利用する場合は、責任共有制度対象外。 セーフティネット保証5号を利用する場合は、取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象。	
取 扱 金 融 機 関	十八銀行、親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫	
申 込 時 類 添 付 書 類	①諫早市が発行する新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資あっせん書(写) ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号、又は、5号の規定に基づく市長の認定書 ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①申込先: 諫早市 ※市税等に未納がないことの証明書は申込先に提出する。 ②利子補給、及び、保証料補助については、別途諫早市への申請が必要となる。 ③保証料分納の取扱いを行わない。	
実 施 日	令和2年5月1日 創設	